

⑤ 地域情報プラットフォーム推進事業（図8-6参照）

総務省は、財団法人全国地域情報化推進協会と連携し、地方公共団体等の様々なシステム同士の連携を可能にするために各システムが従うべき業務面や技術面のルールとして、地域情報プラットフォーム標準仕様を策定している。

また、総務省は、官民が連携したワンストップサービスの実現を目指し、平成20年度から、地域情報プラットフォーム標準仕様に準拠したシステムにより、引越分野等を対象に、ワンストップサービスの実証実験を実施し、ワンストップ化に向けた課題の抽出等を行っている。

地域情報プラットフォーム構想の推進

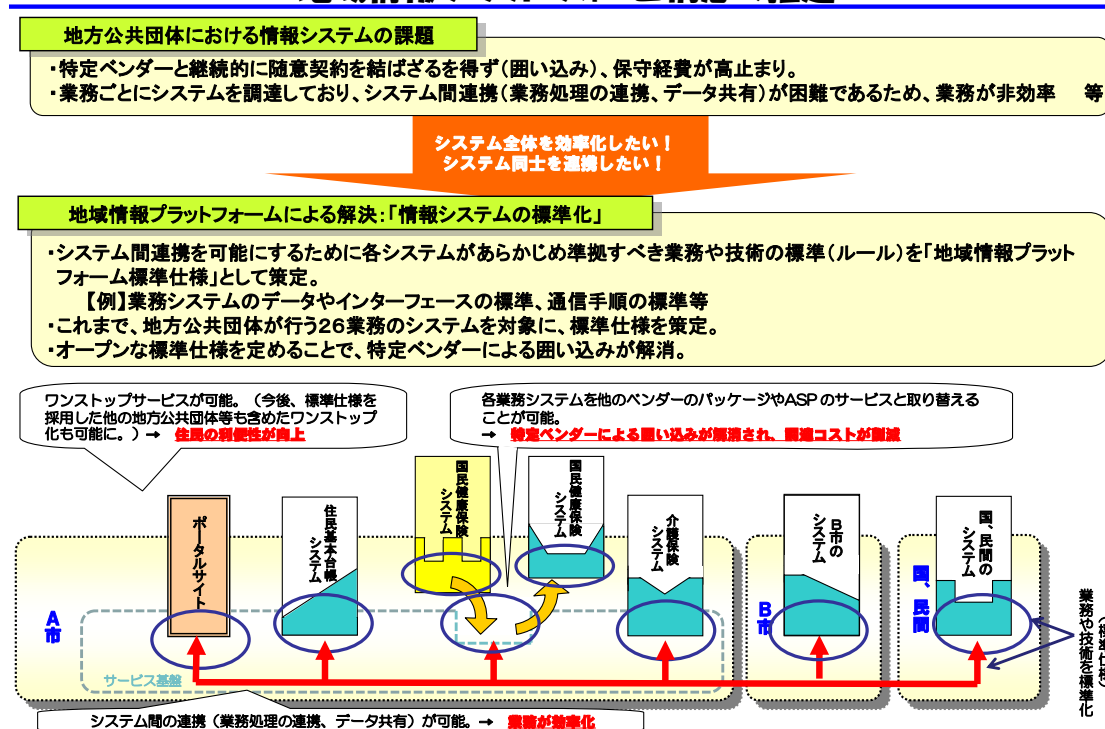


図8-6：地域情報プラットフォーム構想の推進¹⁷

¹⁷ 「第11回 社会保障カード(仮称)の在り方に関する検討会」(平成21年2月6日)に総務省情報流通行政局地域通信振興課地方情報化推進室が提出した資料より抜粋。